

宇農再第52号
令和5年7月24日

農業者各位

宇都宮市農業再生協議会
会長 佐藤 俊伸
(会長印省略)

令和5年度飼料作物助成に係る関係書類の提出について

標記の件について、別紙「飼料作物助成の概要」を確認いただき、要件を満たしている方は、助成対象となりますので、下記のとおり関係書類の提出をお願いします。

※利用供給協定書・自家利用供給計画書が未提出の場合、交付金は支払われませんので、必ず提出してください。

記

1 助成対象者及び取組要件

別紙「飼料作物助成の概要」参照

2 提出書類

①飼料作物取組ほ場一覧

②飼料作物助成における利用供給協定書「写し」(コピーでの提出をお願いします。)

※自家利用の場合は、自家利用供給計画書「写し」を提出して下さい。

③飼料作物のうち【牧草】※の場合、次の書類提出が必要となります。

飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書(参考様式4-3)

※牧草:イタリアンライグラス,スーダングラス,その他一年生牧草,
飼料用エンバク, 飼料用ライ麦等

3 提出期限

令和5年8月10日(木)

4 その他

- ・本年度より収量実績報告を予定しています。参考様式3にて報告予定ですので、周知致します。収穫時期以降に再度通知致しますので、よろしくをお願いします。
- ・同封の返信用封筒を使用し提出してください。(切手不要)

《問合せ先》

宇都宮市農業再生協議会事務局

(宇都宮市農林生産流通課内)

担当: 戸崎 TEL: 632-2458

別紙「飼料作物助成の概要」

1 助成対象者

販売目的又は自家利用で飼料作物を生産する農業者・集落営農

2 対象作物

飼料作物(対象作期:基幹作)

青刈りとうもろこし, ソルガム

<牧草>

イタリアンライグラス, スーダングラス, 飼料用ライ麦, 飼料用エン麦

永年性牧草, その他一年生牧草

3 取組要件

- ・畜産を営業者との利用供給協定を締結していること。
- ・自らの畜産経営に供給する目的で生産する場合は, 自家利用供給計画書を策定していること。

※1 利用供給協定書の協定締結期間は1年間以上とすること。

※2 刈り取り時期は, 利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期とすること。

4 交付単価

対象作物	交付単価 (10a 当たり)
飼料作物 (※)	35,000円 (は種あり)
	【多年生牧草で収穫のみを行う場合 (は種なし)】 10,000円

※「牧草」作付けの場合「飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書(参考様式4-3)」の提出をお願いします。

※利用供給協定書・自家利用供給計画書が未提出の場合交付金は支払われませんので, ご注意ください。